

附属書 B (規定) 整備作業等の表示要領

B.1 整備作業の表示

B.1.1 表示対象品

表示対象品は、構成品、アッセンブリ及びサブアッセンブリ等の役務対象品ごととする。

B.1.2 表示

表示は、次による。

- a) 表示箇所はシャーシ、フレーム又はパネル等修理で容易に交換が行われない部分とし、可能な限り外部から見やすい位置とする。
- b) 装備品等の品質に影響を与えないものとする。
- c) 整備作業前から添付されている標識及び銘板は、可能な限り原状に復する。

B.1.3 表示形式

表示形式は、次に示す要領に従って行わなければならない。ただし、表示場所の形状、寸法等により表示が困難な場合は、代替案を作成して監督官等の確認を得なければならない。

整備の種類 MFP の表示

REP	/	MFP	
		平成	年 月

会社記号 作業完了年月

図 B.1 - 整備作業の表示形式

- a) 整備の種類は、次によるものとし、略号で表示する。
 - 1) REP 修理を表す。[限定修理及び修理（診断後）を含む。]
 - 2) IRAN 定期修理を表す。[点検修理を含む。]
 - 3) O/H オーバーホールを表す。
 - 4) 改修 改修を表す。
 - 5) 検定 検定を表す。

- b) MFP の表示は，MFP 処理を行ったものについて表示する。
- c) 会社記号は，略号をもって簡明に表す。
- d) 作業完了年月は，作業完了年月を“平成 年 月”と表示する。

B.1.4 表示方法

表示方法は，捺印，ステンシル，捺染，銘板等への打刻，不滅インク及びデカルコマニア等のうち，表示場所及び使用状況から見て最も適する方法により表示するものとし，容易に剥離又は消滅しないものとする。

B.1.5 表示の大きさ及び色

表示の大きさ及び色は，特に指定しないが，見やすいものとする。

B.2 改修の表示

改修時の部品番号等の表示は，個別仕様書に従って行わなければならない。

B.3 製造番号不明の場合の表示

銘板の脱落，表示の損傷等により製造番号が不明な場合の表示は，個別仕様書に示す場合を除き，次による。

- a) 銘板によるほか，機器自体に記入し，できる限り元の表示に類似した方法とする。
- b) 一連番号は，“修”又は“SHU”の後に3ケタの数字を付するものとし，次の例による。

例 修 005（機器ごとの一連番号）

B.4 特別管理品目の表示

特別管理品目の指定を受けた品目には，物品票に朱色で特と表示する。

B.5 不完備物品の表示

不完備条件をもった装備品等を納入する場合は，不完備（INC）物品票を添付する。

B.6 特定化学物質等を使用する装備品等の表示

B.6.1 表示対象品

表示対象品は，特定化学物質等を使用している単一部品及び当該単一部品を含む組部品，機器，装置等とする。

B.6.2 表示箇所

表示箇所は，外部から見やすい位置とする。

B.6.3 表示要領

表示要領は，次によるものとし，ラベル，スタンプ等により朱色で対象品に直接行い，容易に剥離，消滅しないものとする。ただし，物品の形状により識別表示が不可能な場合は，当該部品の個装及び外装に表示を行わなければならない。

a) 単一部品の表示形式

(特定化学物質等名)使用	又は	(特定化学物質等名)
--------------	----	------------

図 B.2 - 単一部品の表示形式

b) 組部品・機器・装置等の表示形式

(特定化学物質等名)	
本製品には、次の部品に(特定化学物質等名)が含まれています。	
品名	
物品番号	
部品番号	

図 B.3 - 組部品・機器・装置等の表示形式

B.7 かし担保期限の表示

B.7.1 表示対象品

表示対象品は、修理対象品(契約相手方が準備する部品等は除く。)ごととし、直接物品にかし担保期限を表示する。

B.7.2 表示箇所

表示箇所は、次による。

- a) 銘板又は整備作業表示に近く、外部から見易い位置とする。
- b) ケース等に入っているものは、ケース等に表示することなく内容品に表示する。

B.7.3 表示形式

表示形式は、次によるものとし、これにより難しい場合は、代替案を作成して監督官等の確認を得なければならない。

かし期限	平成 年 月又は 時間
D P	会社記号

図 B.4 - かし担保期限の表示形式

- a) かし担保期限は、契約物品納入予定の翌月から起算して、それぞれの契約条項に定めるかし担保期限を“平成 年 月”と表示する。また、時間表示の場合は、契約条項に定めるかし対象時間を表示する。
- b) 会社記号は、B.1.3 c) による。

- c) **航空自衛隊物品管理補給手続**(JAFR125)の規定に基づき貼付する“ 使用可能物品票 ”には、必ずかし担保期限を明記する。

B.7.4 表示方法

表示方法は、捺印、ステンシル、捺染、銘板及びラベル等のうち、表示場所及び使用状況から見て最も適する方法によるものとし、容易に剥離又は消滅しないものとする。

B.7.5 表示の大きさ及び色

表示の大きさ及び色は、特に指定しないが、見やすいものとする。

B.7.6 再かし担保期限の表示

再かし担保期限の表示は、次による。

- a) 表示対象品は、かし修補等済装備品等とする。
 b) 表示形式は、次によるものとし、細部等は、B.7.3 に準じる。

再かし期限	平成	年	月
部	位		
D P	会社記号		

図 B.5 - 再かし担保期限の表示の形式

- c) その他の表示は、B.7.2 , B.7.4 及び B.7.5 に準じて表示しなければならない。

B.8 適用品の表示

適用品を使用した場合は、次の要領により表示を行わなければならない。

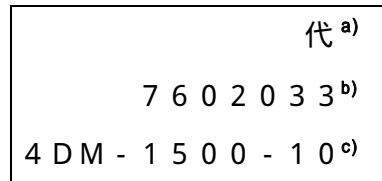
- a) **表示方法** 表示方法は、次により表示する。

表 B.1 - 表示方法

寸法形状	表示箇所	表示要領	塗 料
直径20mm未満の円筒形及び平板部品	見易く、しかも既存表示の影響のない箇所とする。	幅2mm位の朱線を帯状に円筒又は端に沿って塗布する。	1 表示表面に剥離を防止する透明な塗料を塗布する。 2 使用する塗料は、部品の特性に影響を与えないものとする。
直径20mm以上の円筒形及び平板部品	い箇所とする。	直径1cmの赤丸を塗布する。	

b) **捺印等による表示方法** 捺印等による表示方法は、次の要領により組部品の銘板に近い位置に容易に剥離又は消滅しないものとする。

なお、同一組部品に多数の適用品を使用した場合は、なるべく同一のラベルに並記する。



注 a) 右上に 代 を記入する。

b) 回路符号，FIG No又は部品番号を記入する。

c) 適用品使用の承認番号を記入する。

図 B.6 - ラベル

c) **表示不可能な場合** B.8 a)及び b)による表示が不可能な場合は、**附属書 F**の F.2 f)及びその他の項に表示不可能理由を記述し、OME0 の承認を受ける。

B.9 物品番号の表示

個別仕様書で銘板の要求があった場合は、次の例により新たに物品番号を表示する。また、銘板の変更がない場合は、既銘板の物品番号の変更は行わず、読替えるものとする。

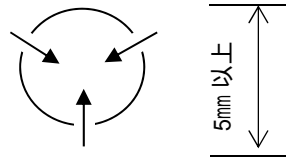
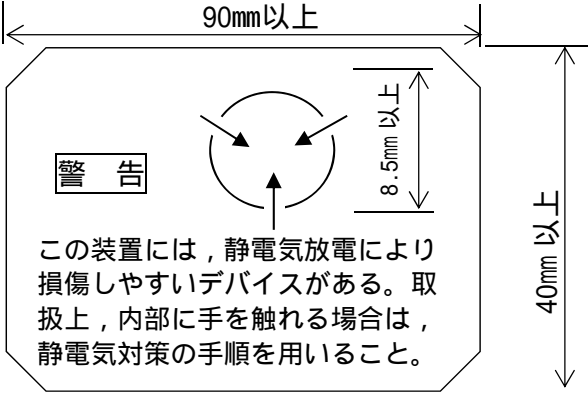
例 1285-034-4474- Z4

1285-00-034-4474-Z4

B.10 静電気に弱い物品に対する表示

静電気によって損傷しやすい部品を使用している単一部品を含む組部品、機器及び装置に対し、物品の形状、大きさに応じ、見易い位置に容易に剥離又は消滅のしないラベル、スタンプ、印刷等によって、次により表示をする。

表 B.2 - 静電気損傷防止表示

区分	標準表示内容	標準色	
		地	文字・シンボル
カード			黒又は白
製品	 <p>この装置には、静電気放電により損傷しやすいデバイスがある。取扱上、内部に手を触れる場合は、静電気対策の手順を用いること。</p>	黄	黒 ただし、捺印、印刷等による場合は、黒又は赤
<p>注記 1 小型のカード又は製品で表示困難な場合は、縮小することができる。</p> <p>注記 2 カタログ製品には、カード欄を適用しない。</p>			